

地区の特性を生かしたまちづくり

国久保周辺地区計画を導入

市は、平成16年に市民の皆さんとの協働により策定した「富士市都市計画マスタープラン」に基づき、各地区の特性を生かしたまちづくりを進めています。

「地区計画」って？

生活に身近な地区を単位として、建築物の用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定め、まちづくりの計画です。

これまで、富士見台住宅団地など市内6地区で地区計画を導入しています。地区計画が導入された地区内で建築物または工作物の新築、増築、用途の変更、形態または色彩の変更などを行う場合は、事前に市へ届け出が必要になります。

「国久保周辺地区計画」の目標

周辺の住宅地との調和に配慮しながら、商業・業務機能の維持・増進を図ります。

また、交通の円滑化と歩行者などの安全性を確保し、地域住民を中心とする市民の皆さんにとって利便性が高く、にぎわいのある商業・業務地を形成することを目標としています。



「国久保周辺地区計画」導入経緯

国久保周辺地区は、吉原商店街に隣接しており、大規模店舗や郵便局などの生活利便施設が集積しています。

そこで、既存の商業地と一体となった地域振興やにぎわいの創出、地域住民の利便性の維持・向上を図るため、用途地域が第1種住居地域及び準住居地域から近隣商業地域に変更になり、建ぺい率が60%から80%に緩和されました。

これを受けて、7月1日に国久保周辺地区計画が次のように導入されました。

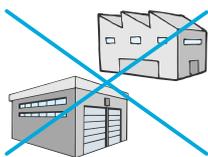
「国久保周辺地区計画」の内容

1 地区施設の指定

国久保周辺地区の交通の円滑化や歩行者などの安全性を考慮し、郵便局や大規模店舗などへのアクセス道路（下記の区画道路1号）を拡幅整備します。

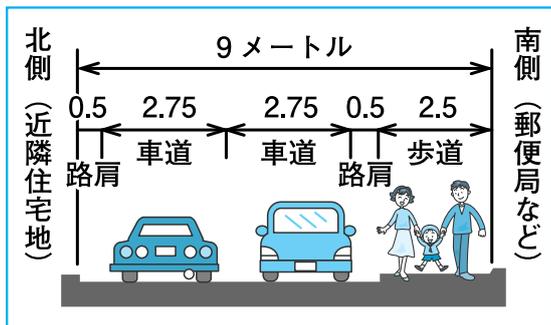
2 建築物などの用途の制限

近隣商業地域では多様な商業施設などが建築可能ですが、国久保周辺は住宅地が形成されていることから、住環境に配慮する必要があります。国久保周辺地区にふさわしくない建築物の用途制限を加えました。



■地区施設の指定 区画道路1号

幅員を9メートルに拡幅し、南側の歩道の整備、国道139号との交差点に右折レーンの設置を行います。



■建築物などの用途の制限

ホテルや遊戯施設、倉庫、工場など国久保周辺地区にふさわしくない建築物を制限します。制限内容や届け出について詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。



問い合わせ

建築指導課 まちなみ整備担当

☎55-2903 ☎53-2773 📧kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

🌐http://fujishi.jp/cityhall/tosise-b/sidou/